

平成21年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成21年12月10日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	吉田盛彦
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	池口公二	12番	井濶治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	小倉久義	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	浦勝明
総務政策課 企画員	藪内昭孝	住民生活課長	廣井哲也
住民生活課 企画員	菅谷雄二	住民生活課 企画員	平田隆文
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	高垣通代	住民生活課 企画員	原宗男

税務課長	和田 精之	産業建設課長	脇田 英男
産業建設課員 企画員	堀 悦明	産業建設課員 企画員	川口 孝志
産業建設課員 企画員	植本 亮	上下水道課長	木村 勝彦
上下水道課員 企画員	植本 敏雄	教育委員会 総務課長	笠松 眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎 一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 5 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 6 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 8 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 3 議案第 5 2 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 3 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度上富田町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 0 報告第 3 0 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 7 1 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第 2 2 議案第 7 2 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 2 3 議案第 7 3 号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第 2 4 議案第 7 4 号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 2 5 議案第 7 5 号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の変更に
関する協議について
- 日程第 2 6 議案第 7 6 号 上富田町と田辺市との間における消防事務の委託に関する規約の一部を改正する規約に関する協議について
- 日程第 2 7 議案第 7 7 号 田辺市、上富田町青少年補導センター協議会規約の変更に
関する協議について
- 日程第 2 8 議案第 7 8 号 平成 2 1 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 9 議案第 7 9 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 8 0 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）

- 日程第 3 1 議案第 8 1 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
(第 2 号)
- 日程第 3 2 議案第 8 2 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 3 議案第 8 3 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 4 議案第 8 4 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業
補正予算(第 1 号)
- 日程第 3 5 議案第 8 5 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 3 号)
- 日程第 3 6 議案第 8 6 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業
補正予算(第 1 号)
- 日程第 3 7 議案第 8 7 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算(第 1 号)
- 日程第 3 8 議案第 8 8 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第 2 号)
- 日程第 3 9 議案第 8 9 号 平成 2 1 年度上富田町水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 4 0 議案第 9 0 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算
(第 2 号)
- 日程第 4 1 議案第 9 1 号 工事請負契約の締結について(平成 2 1 年度公共下水道
事業 朝来下水道管(19 工区)布設工事)
- 日程第 4 2 議案第 9 2 号 工事請負変更契約の締結について(平成 2 0 年度 繰越
第 3 号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修
(建築)工事)

開 会 午前 9 時 3 0 分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。

平成 2 1 年第 4 回定例会を開催するにあたり、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 1 年第 4 回上富田町議会定例会を開会します。

これより、暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 3 2 分

（表彰・伝達式）

再開 午前 9 時 4 3 分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（吉田盛彦）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 2 番、木村政子君、3 番、三浦耕一君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（吉田盛彦）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 8 日までの 9 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

議長（吉田盛彦）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

諸般の報告をいたします。

平成21年9月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件、及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付していますのでよろしくお願いたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と今定例会までに提出されています非正規職員の処遇、委託（請負）業務、雇用対策に関する要請書と、重度心身障害者(児)医療費助成事業見直しにおいて患者負担増にならないようお願いいたします。という要望書につきましては、お手元に配付しておりますので、お目通しください。

なお、平成21年第3回9月定例会において可決されました女性差別撤回条約選択議定書の批准を求める意見書につきましては、各関係機関に10月5日付で送付しましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、12月10日午後3時となっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（吉田盛彦）

諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

先ほど、全国町村議長会の特別表彰と総務大臣感謝状を受賞されました井潤議員に心からお喜びを申し上げたいと思います。本当におめでとうございます。

説明をさせていただきます。

本日、ここに平成21年第4回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員

各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本年を振り返ってみますと、新型インフルエンザの大流行や民主党への政権交代、デフレや円高による経済不況等がございました。

新型インフルエンザ対策につきましては、10月28日に開催されました全員協議会において、町内の状況や新型インフルエンザワクチン接種についてご説明し、ご理解とご協力を賜ったところでありますが、11月に入り、中学校の学校閉鎖や小学校の学年閉鎖等があり、今後もますます感染が拡大する傾向であります。

こうしたことから、庁内に設置しています新型インフルエンザ対策本部会議においては、手洗いやうがい等の励行、マスクの着用等感染予防対策に全力を傾注していく方針や、付近市町の情報収集及び関係機関と連携しながら取り組んでいきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、新政権における新政策につきましては、民主党マニフェストに掲げた各種の政策が具体的に示されていない状況であり、官僚主導型から政治主導型を進める国家戦略会議や事務事業の見直しを図る行政刷新会議の事業仕分け等が行われています。また、11月21日には、地方からの陳情、要望等につきまして、従来省庁、大臣への陳情、いわゆる霞ヶ関詣でから民主党の県連を通じての陳情になるという陳情の改革についての各首長との意見交換会が開催されたところでもあり、今後、政府の動向を見極めていかなければならないと考えていますが、町の行財政運営に与える事項については、町の実態や意見等を十分に反映した制度としてほしいものです。

一方、町の施策の現状と第4次総合計画につきましては、町内6地区で町政報告会を開催し、住民の方々に一定の報告をしています。

財政的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の公表をしたところですが、今後、各種計画に基づき諸施策を実施しますと、特に実質公債費比率が悪化しますが、住民生活にとって緊急度が高い施策を優先し取り組んでいく所存でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成20年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定が16件、専決処分による条例の一部改正の報告が1件、規約の一部改正及び規約変更協議が3件、一部事務組合の解散、財産処分の承認協議が4件、平成21年度一般会計並びに特別会計補正予算が合わせて13件、工事請負契約の締結が1件、工事請負変更契約の締結が1件の合計39件でございます。

なお、追加議案としまして、訴えの提起についてを本定例会中に上程させていただきますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ご審議をお願いいたします諸議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第43号から第58号までの案件につきましては、平成20年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。

決算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ、本議会におきましてご承認を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、報告第30号は、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。本年度の人事院勧告に基づき、一般職員の給与、期末手当及び勤勉手当を引き下げ、また、住居手当を廃止する改正でございます。

改正内容につきましては、一般職員の給与月額については、初任給を中心とする若年層を除き、平均0.2%、期末手当につきましては、12月支給割合を0.1カ月、勤勉手当につきましては、0.05カ月引き下げるものであります。

なお、また新築、購入後5年間の月額2,500円支給の住居手当を廃止するものであり、平成21年11月30日付で専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

なお、特別職並びに議会議員の期末手当につきましても、条例で一般職の職員の支給条件に準じて支給することとなっておりますので、今回の改正により、期末手当0.1カ月の減額となりますので、あわせてご理解とご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議案第71号及び議案第72号並びに議案第73号及び議案第74号につきましては、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議及び解散に伴う財産処分に関する協議、並びに、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に関する協議及び解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

事務処理の効率化を図る観点から、当一部事務組合を、平成22年2月28日をもって解散し、当一部事務組合の事務及び解散に伴う財産について、平成22年3月1日付で和歌山県市町村総合事務組合に移管することの協議であります。

議案第75号の和歌山県市町村職員退職手当事務組合同規約の変更に関する協議につきましては、議案第71号から議案第74号と関連するものであります。

改正内容につきましては、組合名称を「和歌山県市町村総合事務組合」に変更し、副管理者1人を2人に、組合議会議員の定数を7人から8人に変更することが主な改正内容であります。

議案第76号につきましては、上富田町と田辺市との間における消防事務の委託に関

する規約の一部を改正する規約に関する協議についてであります。

平成22年4月1日に施行されます和歌山県の事務処理の特例に関する法律に基づき、権限移譲される液化石油ガスの保安の確保及び取り引きの適正化に関する法律、火薬類取締法及び高圧ガス保安法に基づく事務等について、田辺市に委託し、上富田消防署で処理させ、事務の効率化と住民サービスの向上を図るため、当規約を改正するものでございます。

議案第77号は、田辺市、上富田町青少年補導センター協議会規約の変更に関する協議についてであります。

この議案につきましては、青少年に対する相談業務等、誰もが気軽に利用できますように、平成22年4月1日より、当協議会の名称を「田辺市、上富田町青少年補導センター協議会」から「田辺市、上富田町青少年センター協議会」に、また、当センターの名称を「田辺青少年補導センター」から「田辺青少年センター」に変更するものでございます。

議案第78号は、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第5号）でございます。

今回、既定額に6億959万3,000円を追加し、予算総額を58億2,760万1,000円と定めています。

なお、今回の補正にあたり、職員の人事異動及び給与改定に伴う職員の給与費につきましては、全般的に補正措置をしています。

次に、総務費では、損害賠償請求控訴事件の判決に基づきまして、株式会社岡本設計との和解書による求償債権の残金4,000万円の入金がありましたので、特別会計町営砂利採取砕石事業への繰出金を追加補正しています。

また、政府が発信した緊急情報を自治体の受信機で受け、防災行政無線を通じて放送する全国瞬時警報受信機購入費260万円を措置しています。

民生費では、国の平成21年度1号補正の子育て応援特別手当交付金事業が10月15日に執行停止されたことに伴い、減額補正をしています。

衛生費では、新型インフルエンザ委託料を措置し、公立紀南病院組合、上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合の負担金につきまして、今年度の負担割合が決まりましたので、追加補正しています。また、広域廃棄物最終処分場候補地選定調査業務、エコスタイル推進事業につきまして、債務負担行為としております。

農林水産業費では、小規模土地改良事業で、生馬小西地区農道ほかの工事請負費を措置し、また、猿、アライグマに係る有害駆除捕獲補助金の追加補正をしています。

土木費では、高雄住宅移転事業に係る土地購入費1,710万円を措置しています。

消防費では、田辺市への消防事務業務委託料の追加補正をしています。

教育費では、岡小学校屋内運動場建築工事請負費等で2億4,000万円を追加補正しております。

災害復旧費では、10月7日から8日の台風18号による現年発生農業用施設災害復旧事業の工事請負費としまして、601万1,000円を措置しています。

一方、歳入につきましては、国、県補助金、基金繰入金、町債等で現在見込み得る範囲で充当補てんしております。

次に、議案第79号は、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)でございます。

今回、既定額に1,046万3,000円を追加し、予算総額を18億7,027万円と定めております。

補正予算の主な内容は、平成20年度分療養給付費負担金返還金を措置しています。

議案第80号は、平成21年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)でございます。

今回、既定額に2,055万1,000円を追加し、予算総額を1億9,411万9,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、療養給付費負担金ほかの追加補正でございます。

議案第81号は、平成21年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第2号)でございます。

今回、既定額に2億9,368万2,000円を追加し、予算総額を10億7,405万8,000円と定めております。

補正予算の主な内容は、居宅介護サービス給付費等の追加補正でございます。

次に、議案第82号の平成21年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第2号)並びに議案第83号の平成21年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第2号)につきましては、繰り上げ償還に伴う国費、県費の償還金に係る追加補正でございます。

議案第84号は、平成21年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算(第1号)でございます。

今回、既定額に4,000万円を追加し、予算総額を6,801万5,000円としております。

補正予算の主な内容は、一般会計からの繰入金について、砂利企業基金への積み立て措置としております。

議案第85号は、平成21年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)でございます。

今回、既定額から 8 6 4 万円を減額し、予算総額を 7 億 4 , 6 2 5 万 9 , 0 0 0 円としております。

補正予算の主な内容は、人事異動等に伴う給与費の補正でございます。

議案第 8 6 号は、平成 2 1 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第 1 号）でございます。

今回、既定額に 5 9 万 4 , 0 0 0 円を追加し、予算総額を 7 , 0 8 0 万 2 , 0 0 0 円としています。

補正予算の主な内容は、共同污水处理施設基金への積立金を措置しております。

次に、議案第 8 7 号は、平成 2 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）でございます。

今回、既定額に 3 8 万 1 , 0 0 0 円を追加し、予算総額を 1 億 9 , 1 2 7 万 6 , 0 0 0 円と定めています。

補正予算の主な内容は、人事異動等に伴う給与費及び施設維持管理費の補正であります。

議案第 8 8 号は、平成 2 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）でございます。

今回、既定額から 3 2 5 万 2 , 0 0 0 円を減額し、予算総額を 4 億 9 , 8 0 8 万 5 , 0 0 0 円としています。

補正予算の主な内容は、人事異動等に伴う給与費の補正でございます。

議案第 8 9 号は、平成 2 1 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）です。

今回、既定額に 9 9 万 9 , 0 0 0 円を追加し、予算総額を 7 億 4 , 9 2 5 万 1 , 0 0 0 円としています。

補正予算の主な内容は、人事異動等に伴う給与費の補正でございます。

議案第 9 0 号は、平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 2 号）でございます。

今回、既定額に 3 9 5 万円を追加し、予算総額を 4 , 9 9 9 万 4 , 0 0 0 円としています。

補正予算の主な内容は、上富田町朝来 3 7 7 7 番 7 の土地購入費を措置しています。歳入につきましては、財政調整基金繰入金を財源充当しています。

議案第 9 1 号は、工事請負契約の締結について（平成 2 1 年度 公共下水道事業 朝来下水道管（1 9 工区）布設工事）についてであります。

今回、指名競争入札の総合評価方式により、株式会社浅川組と 8 , 0 5 9 万 8 , 0 0 0 円で契約を締結するもので、工事内容につきましては、役場前の県道上富田すさみ線

及び役場周辺町道に、開削工法で150ミリの硬質ポリ塩化ビニール管を延長1,044メートル、推進工法の鋼製さや管方式により、150ミリの硬質ポリ塩化ビニール管5.1メートルを施工するものでございます。

議案第92号は、工事請負変更契約の締結について（平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事）についてであります。

本議案につきましては、平成21年6月議会定例会でご承認いただきました生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事の工事内容等を変更するものであります。

変更内容につきましては、内装関係で、老朽等により傷んでいます建具、トイレ、玄関周り等を追加補修及び屋内運動場周辺の舗装の全面改修等を実施するもので、契約金額に492万4,500円を増額し、契約金額を5,494万6,500円とするものでございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第43号～日程第19 議案第58号

議長（吉田盛彦）

日程第4 議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第19 議案第58号、平成20年度上富田町水道事業会計決算認定についての件まで16件を一括議題とします。

決算認定の件につきましては、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付しておりますとおり決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

平成21年12月10日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

決算審査特別委員会委員長木村政子。

決算審査報告書。

平成21年第3回9月定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、

議案第44号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、議案第45号、平成20年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について、議案第46号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について、議案第47号、平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、議案第48号、平成20年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業歳入歳出決算認定について、議案第49号、平成20年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、議案第50号、平成20年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、議案第51号、平成20年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、議案第52号、平成20年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、議案第53号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、議案第54号、平成20年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、議案第55号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、議案第56号、平成20年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、議案第57号、平成20年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について、議案第58号、平成20年度上富田町水道事業会計決算認定についてです。

2、審査結果。全議案を認定とする。

3、審査年月日。平成21年10月1日、同じく13日、14日、15日、16日、28日、11月5日の7日間です。

4、審査内容は別紙のとおりです。

以上です。

議長（吉田盛彦）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長 2番、木村政子君。

2番（木村政子）

おはようございます。

決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成20年度一般会計並びに各特別会計の決算認定につきましては、9月定例会において決算審査特別委員会に付託され、閉会中7日間にわたり審査を行いました。

当委員会に付託された議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、議案第58号、平成20年度上富田町水道事業会計決算認定についての件まで16件についての審査結果は、委員会として認定することに決定しました。

決算審査報告書を提出していますので、簡単にその内容について報告をさせていただきます。

まず初めに、3ページ、4ページの一般会計につきましては、歳入歳出関係と年度別の一般会計収支実績表を記載しています。

平成20年度決算額の歳入歳出差し引き額は9,030万5,000円で、翌年度への繰り越しすべき財源2,238万2,000円を除いた実質収支は、6,792万3,000円となっています。

3ページの歳入関係について、対前年度で比較した増額の主な項目を申し上げますと、町税全体としては0.5%、金額にして735万9,000円、ゴルフ場利用税交付金では4.3%、211万円、地方特例交付金で111.6%、1,315万5,000円、地方交付税で4.7%、7,237万8,000円などが増加となっています。

町税では固定資産税、軽自動車税が昨年比べて増となっており、ゴルフ場利用税交付金については、町内2カ所のゴルフ場で平成20年度中では延べ7万6,189人の入場者となっています。

また減額では、配当割給付金、株式等譲渡所得割交付金、国庫支出金、財産収入、繰入金、町債が前年度より減少しており、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金につきましては、主に景気低迷の影響による減、国庫支出金及び町債については朝来小学校建築等の大型事業の完成によるものが理由となっています。

なお、以前において1億円以上収入のあった町たばこ税については、20年度においても9,279万9,000円と、昨年度よりさらに5.5%の減となっています。

三位一体の改革により、地方交付税、補助金の削減など年々地方財政が厳しくなり、我が町においても財源の確保が極めて厳しい状況となり、自主財源は対前年度に比べて877万6,000円の減となっています。自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度となるものであり、今後もできる限り自主財源の確保に努めていただきたいと思います。また、国、県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされたいと指摘をしているところです。

次に、4ページの歳出関係について、性質別の構成比では、消費的経費が58.8%、金額にして29億2,521万8,000円で、このうち人件費は前年度に比べ1.5%、物件費で6.5%、扶助費で2.2%がそれぞれ増となっています。この主な理由は、人件費では平成20年度に採用した期限つき職員の給与等によるもの、また、物件費では税務関係等の電算システムの導入、改修等に要した費用によるものです。

また、維持補修費では3.1%、補助費等で7.2%が前年度と比べて減となっており、経常的経費の削減も見られます。なお、消費的経費の全体としては、前年度に比べ

0.1%減少している結果となっています。

次に、投資的経費の構成比は12.2%、金額にして6億898万5,000円で、普通建設事業費について見ると対前年度比では39.7%の減となっています。これは主に朝来小学校屋内運動場建築及び市ノ瀬橋の完成等によるものです。

当年度一般会計収支実績の形式収支では、実質収支で6,792万3,000円の黒字、単年度収支についても389万4,000円の黒字となっています。

厳しい財政事情の続く中で、行財政改革の効果も出ていると考えますが、今後においても、行政効果の検討や事務事業のさらなる見直しを行うことはもとより、施策の選択、再構築など、限られた財源を有効に活用され、強固で弾力的な財政体質を確立し、健康で明るい豊かなまちづくりに向けて、なお一層の努力を望むものであります。

次に5ページは、歳入の年度別、款別の状況の表を記載しています。

平成20年度の歳入合計のうち自主財源は40.4%、また、依存財源では59.6%の構成比となっています。

また、6ページでは自主財源と町税の状況を示しており、自主財源を確保して歳入構成が安定的となるよう創意工夫が必要になると思われるので、さらなる努力をされたいとしています。

町税の収入額は14億8,531万円で、全体的に見ると前年度より0.5%の増となっています。各税の増減について、記載のとおりです。

また、町税の未収金は総額で1億2,884万5,000円、徴収率については昨年度より0.9%アップの90.7%となっています。徴収率の高い低いが町の財政運営に大きな影響を及ぼすことになるので、今後も徴収率の向上に努め、また、税負担の公平に反することにならないよう、納税意識の普及向上に努力されたいと指摘しています。

7ページの町債の状況では、本年度の借り入れ額は一般会計で3億7,070万円、前年度に比べて42.5%の減となっています。償還金は後年度においての財政負担になるので、今後においても償還能力を十分考慮し、引き続き適正な財政運営に努められたい。

また、7ページから9ページにわたり、歳出について各年度の目的別決算額、消費的経費、投資的経費、経常収支比率、公債費のそれぞれの状況を記載しています。

本年度の経常収支比率は94.4%となっており、経常収支比率は、一般的に市町村では75%以下が望ましいとされているので、今後も経常経費の抑制に留意し、一層財政構造の弾力性の確保に努められたいとしています。

公債費の状況としては、実質公債費比率が19.5%と昨年度より3.1%の増となっており、実質公債費比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示すことになる

ので、今後、なお一層適正化を図り、財政の健全化に努力されたいと指摘をしているところです。

また、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率及び公営企業の経営の健全化に関する資金不足比率の公表が昨年度の決算から適用となっています。今年度決算はすべて基準内となっていますが、今後においても財政の健全化には十分留意されたいとしています。

次に、10ページの各特別会計の決算額表についてです。15の特別会計についての決算額を記載しています。各特別会計につきましても、それぞれ審査を行っています。

その概要を申し上げますと、まず初めに11ページの国民健康保険事業会計です。

実質収支は2万1,000円と黒字となっていますが、平成20年度末では基金の積立金もなくなり、今後厳しい運営状況にあります。

現在、健康づくり事業や予防対策にも積極的に取り組んでいますが、今後も国民健康保険の事業運営は一層厳しさを増すものと予想されます。平成21年度より約15%の値上げを行うことになりましたが、今年度の国保税の収納率は72.5%と低い状況で推移しており、今後もより一層収納率の向上に努められ、引き続き健全な財政運営に努められたい。

なお、平成20年度の国民健康保険調査報告によると、上富田町の1人当たり医療費額は30万8,997円、一般、退職、老人の計を平均であります。これは県下では2番目の少ない額となっています。

次に、町営砂利採取砕石事業会計についてです。

平成17年度から実質的な砂利プラントの操業もなく、これまで一般会計の貴重な財源として確保され、住民福祉等の増進に向けて寄与されてきた砂利事業としての収益は見込めない状況であり、昨年度に続き、平成20年度会計についても、主に基金と一般会計からの繰り入れ等による運営となっています。今後の砂利採取砕石事業会計の方向性について検討されたい。

次に、宅地造成事業会計の決算は、実質収支が4億8,030万4,000円の赤字となっています。保有土地の保有高は8億2,794万6,703円となっており、多額の赤字が生じている中で、分譲宅地の早期売却、保有土地の売却に向けての年次計画の策定等を行い、健全財政の運営維持に努められたい。

共同汚水処理施設事業会計の平成20年度末の共同汚水処理基金総額は、1億2,443万1,000円となっています。丹田台地区については、平成21年度より公共下水道事業として整備を進めており、これに伴う受益者負担金等については、条例改正により積立基金より充当できるようにしているが、使用料の未収金も発生している状況で

あり、不公平さが生じないように努められたい。

宅地取得資金、住宅新築資金貸付事業会計については赤字で、ともに平成21年度からの繰上充用金により補てんしています。

平成21年4月1日に、県下の3市5町で和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を設立し、宅地取得資金、住宅新築資金の管理と回収に関する事務等を共同処理することになり、徴収等の体制は進んでいる。今後も滞納額の徴収については万全を期されるよう努められたい。

農業集落排水事業会計については、平成18年度より全5地区が供用を開始し、つなぎ込み率も年々増えてきています。今後もつなぎ込み率の向上に向けて、努力や施設の維持管理と公共水域の水質保全の貢献に努められたい。また、使用料の未収金についても、今後滞納額が増えないように努力されたい。なお、各地区のつなぎ込み率については記載のとおりです。

公共下水道事業会計では、年度末では全体計画の約28.7%の進捗率となっています。居住環境の改善等、住民の健康と安全な暮らしを守るためにも、住民の日常生活には不可欠の存在となってくるため、加入率の向上を図るとともに、今後も公共下水道の整備に努められたい。

介護保険会計については、保険給付金が前年度より8.6%、7,016万8,000円の増となっており、介護保険事業も年々サービス利用者が増えてきている状況です。今後も高齢化の進行により介護を必要とする人の増加が予想される中で、介護予防を含めた介護保険事業の効率的かつ安定的な保険財政の確保に努められたい。

また、保険料では普通徴収での未納が発生している。被保険者に対しては制度の大切さをより一層周知され、未収金の徴収に努められたい。

水道事業会計については、収益的では6,882万8,000円の黒字となっています。本年度の年度末累積欠損金は1億3,442万3,000円で、前年度より欠損金が6,735万8,000円の減額となっています。

平成20年度の給水戸数は6,150戸、前年度より69戸の増。有収率については前年度と同様の83%となっており平準化の状態ですが、原因等を調査し、さらなる有収率の向上に努められたい。

また、会計としては、平成16年度の水道料金改定後、年々純利益も増え、財政の健全化に取り組んでいる状況であり、今後においても、さらに公営企業原則である経営の健全化に取り組まれ、安全で安定した水の供給に努められたい。

以上、各特別会計についても指摘等をしているところです。

次に、14ページから15ページについては未収金関係です。平成20年度末の現年

度分についての収入未済額、徴収率についても記載しています。

未収金については、全会計を一括して内容の説明を受け、審査を行いました。全会計の平成20年度末の未収金は、総額で4億4,790万7,815円となっています。

町税等の収納、未収金対策については、収納では口座振替の推進、コンビニ収納の活用等の取り組みを行っており、未収金の対策については、庁内で設置している未収金対策協議会を中心に各課連携のもと、新たな未納者、滞納者の発生を減らすために、定期的な督促状の発送、電話催告、訪問徴収等を行っており、また、町税等の滞納者に対する制限措置に関する条例の施行、町職員全員による未収金の徴収、管理職全員による高額滞納者への徴収も実施しており、徐々に成果もあらわれている状況です。また、大口滞納者については、和歌山地方税回収機構への移管を行っており、徴収成果を上げています。

各課における収納、未収金については、今後においても納税の意識の高揚を図るとともに、新しい未収金をつくりたくないことを基本に置き、未納者個々の（実態）調査、分析を行い、未収金対策協議会を中心に各課密接な連携と全職員（役場全体）が一体となり、納税義務の公平、公正を期するため、特に悪質滞納者については、引き続き和歌山地方税回収機構への移管等、必要に応じて法的措置も考慮に入れ、さらなる徴収を図られたいと指摘をしています。

なお、コンビニ収納率及び和歌山地方税回収機構への移管状況については、記載している表のとおりです。ご参考ください。

最後の16ページについては、委員会の総括での個別指摘事項を記載しています。

個別指摘事項につきましては、4項目あります。

1、町職員について、正職員と臨時職員の職務内容を精査し、専門職等の充実を図り、将来に備える方向性を出すとともに、職員の時間外手当等も必要最小限になる取り組みをされたい。

2、負担金、補助及び交付金については、各団体等の活動状況など実態調査を行い、その効果と内容を精査し、現状に合った負担金、補助及び交付金の見直しをされたい。

3、宅地造成事業については、分譲住宅地など保有地の販売に大いに取り組まれたい。

4、各会計及び各事業での電算システムの導入、改修費については、事務の効率化や遂行する事業関係の法改正に伴う改修等、必要性は理解できるが、多額になっているので、今後においても効果等を十分検討され、経費の削減に努められたい。

以上、4項目にわたり指摘をしているところです。

その他、詳しくは報告書をご参考ください。

以上をもって、平成20年度決算に伴う決算審査特別委員会の審査報告とさせていた

だきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

以上をもって委員長の報告を終わります。

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

日程第4 議案第43号

議長（吉田盛彦）

日程第4 議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に反対いたします。

全体としては予算を評価しながらも、まず反対の第一の理由は、三位一体の改革によるところの地方財政に対する大きな打撃であります。

平成20年度そのものでも平成12年に比べて、平成12年というのは2000年です。そして13年から小泉、また自公連立政権が発生しているわけですが、その平成12年に比べてもこれは町長もよく言っている数字ですが、6億7,492万3,000円減額されております。そういう形で過去8年間削られた交付税というのは、実に43億3,472万1,000円です。まさにこれだけのお金がこ

の8年間に上富田町の会計に入らなんだということであります。大変なことであります。

もう1つは、負担金、補助金の削減、国庫負担の削減の問題であります。それがあ
る会計であります。

保育所は平成16年、2004年度から国庫負担がなくなってきました。そしてゼロ
になっておるわけであります。過去4年間で、実に、今言ったような比べ方をしてい
きますと、16年度から20年度までの5年間で、負担金だけでも、入金したものと
して計算してみると4億4,578万円になります。つまり、保育所の運営費でこれだけ
国の方からお金が来なかったということであります。その間、上富田町では一般会計
のやりくりの中からそれを補てんしていったと。もちろん県もこれはカットしている
状況であります。

そういう中で、消費税は、20年度で6,329万8,483円、理論上の消費税が
取られたことになっております。これの入った会計であるということであります。

次に、借金の問題であります。一般会計だけを論ずる前に全体の会計を見ておき
ますと、16会計全体では、地方債借金残高が平成20年度で124億9,124万7,0
00円となっております。平成20年度、これは平成20年度末のもので、これに我が
町として事務組合がございます。この事務組合の将来的負担額の合計というのが残っ
ているわけでありまして、これを入れますと126億6,032万8,000円、
これだけの借金残高が上富田町の町民の肩にかかっているという状況であります。

なお、また借金返済につきましては、平成20年度で一般会計で、全体で12億4,
641万3,000円となっておりますけれども、これは大変な金額でございます、
これだけを見ても1日当たり341万4,830円、これだけのお金を1日、ず
っと毎日毎日返し続けてきたという結果であります。

なお、また124億9,124万7,000円を町民1人当たりに割りますと、81
万7,382円、1世帯当たり201万6,994円となっております。これが我が町
民の肩にかかっている借金の状況であります。

つまり、地方債を発行して仕事を進めていく方式に切り替えられて、そして負担金、
補助金を削り交付税を削られた結果のことがこの会計の中にどかんとあぐらをかいて
いる状況であります。こういう会計であります。そしてまた、これに対して町長は交付
税の減額ということについては常に声を大きくして、ここからも議会で言っているわけ
でありますけれども、全体としてこういう政治に反対するという立場を表明していない
ところであります。

よりまして、この会計の認定に反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番、奥田君。

7番(奥田 誠)

議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について賛成をいたします。

この会計は、先ほど委員長の報告からもありましたように、世界的な社会経済の低迷とも言われる状況の中で、三位一体の改革から地方交付税等補助金の削減がある中で、年々財政が厳しくなっております。その中においても、昨年度と比べると歳入歳出は両方とも削減となっておりますが、歳入の町税のコンビニ収納は4税で17.5%を占めており、コンビニ収納については年々増加しております。

それと、実質収支額では6,792万3,000円の黒字、また単年度収支についても389万4,000円の黒字となっております。これについては、大変厳しい財政状況の中ではありますが、町長、また職員が一丸となって行っている行財政改革の効果があらわれているものと私は信じております。

よって、賛成をいたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第43号、平成20年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第5 議案第44号

議長（吉田盛彦）

日程第5 議案第44号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第44号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について反対をいたします。

反対する前に、この会計につきましては町当局の努力によりまして、基金を取り崩す中で極力保険税を抑えるという形を取ってきております。その点につきましては高く評価をしておきたいと思っております。

ただし、反対の理由は、まず第1点は国庫負担の削減の問題であります。ご承知のとおり平成18年度から、2006年度から保険料の負担の仕組みが変わりまして、保険税の国庫負担金のお金が全体の医療費に直しますと23.8%まで落ち込んでおります。もう調整交付金を入れましても二十五、六%であります。

かつては全体の医療費の45%だったのが23.8%、給付額にしますと34%に変更されたと。そういう中でどういうことが起こったか。例えば平成20年度単年度で国民健康保険税の中で保険に対する国庫負担が削られた額は1億6,960万円です。この削減というのは、もし削減がなかったら1世帯当たり5万6,912円、1人当たり2万9,759円の減税、減額をできるものであります。つまり、どれだけ町当局が大変な努力にもかかわらずこの負担金が削られている結果がこういうふうになっているわけです。

なお、また5年間で、平成16年から平成20年で削られた金額というのは、6億4,592万円削減されております。このように国庫負担が多く削られるというのが自公政権の特徴でありましたけれども、地方へお金を持ってこない、地方の住民、国民に負担増を強いてくる、こういう結果の政治がこういうところにまざまざとあらわれているところでもあります。

こういうことが起こっている会計、それを反映させている会計、同時に、これに対して、先ほど一般会計でも申しましたように、こういう削減のあり方が、本当は町長は大きな声で増やせということを言いたいわけでありましてけれども、決してそのことは口にしないということで、反対を表明しないということで、反対をいたします。

以上です。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第44号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第6 議案第45号

議長（吉田盛彦）

日程第6 議案第45号、平成20年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定

について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第45号、平成20年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第7 議案第46号

議長(吉田盛彦)

日程第7 議案第46号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第46号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第8 議案第47号

議長（吉田盛彦）

日程第8 議案第47号、平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第47号、平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第9 議案第48号

議長(吉田盛彦)

日程第9 議案第48号、平成20年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第48号、平成20年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第10 議案第49号

議長(吉田盛彦)

日程第10 議案第49号、平成20年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第49号、平成20年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第11 議案第50号

議長(吉田盛彦)

日程第11 議案第50号、平成20年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号、平成20年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第12 議案第51号

議長(吉田盛彦)

日程第12 議案第51号、平成20年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、平成20年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 3 議案第 5 2 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 3 議案第 5 2 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 2 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 4 議案第 5 3 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 4 議案第 5 3 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 3 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 5 議案第 5 4 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 5 議案第 5 4 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認

定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号、平成20年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第16 議案第55号

議長(吉田盛彦)

日程第16 議案第55号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第55号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に反対いたします。

後期高齢者医療制度というのは、老人を差別する制度であります。しかも、老人に高負担を強いるものであります。まさにこの制度は廃止されるべきものであります。参議院におきましては、民主党を始めとして私どもの共産党も入りまして、廃止法案を提出して通過しております。今、そこでとどまっておりますけれども、そういう会計であるということで反対をいたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 7 議案第 5 6 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 7 議案第 5 6 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 6 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 8 議案第 5 7 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 8 議案第 5 7 号、平成 2 0 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定につ

いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第57号、平成20年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第19 議案第58号

議長(吉田盛彦)

日程第19 議案第58号、平成20年度上富田町水道事業会計決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

以上をもって討論を終了します。

これより議案第58号、平成20年度上富田町水道事業会計決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第20 報告第30号～日程第42 議案第92号

議長（吉田盛彦）

日程第20 報告第30号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第42 議案第92号、工事請負変更契約の締結について（平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事）の件まで23件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

それでは、報告第30号から議案第76号までについてご説明申し上げます。

報告第30号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第22号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第22号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成21年11月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

本条例は、本年度の人事院勧告に基づき、民間給与等を勘案して一般職員の給与等を引き下げる改正でございます。

まず、第1条につきましては、第8条関係の給与表について、基本的に平均0.2%引き下げ、初任給を中心に若年層、号給で1級から3級の一部でございますけども、は引き下げを行わないとするものであり、第19条関係について、12月支給の期末手当を現行1.6カ月から1.5カ月の0.1カ月引き下げるものであります。

また第20条関係についても、勤勉手当を現行0.75カ月から0.70カ月の0.05カ月引き下げるものでございます。

次に、第2条については、第19条関係について6月支給の期末手当を現行1.4カ月から1.25カ月の0.15カ月引き下げるものであります。また、第20条の2関係につきましては、新築または購入後5年間月額2,500円支給する住居手当について廃止する改正でございます。

なお、この条例は平成21年11月30日付で専決処分しましたので、これを報告しご承認をお願いするものであり、附則で規定しておりますが、第1条関係の改正につきましては平成21年12月1日から施行し、第2条関係につきましては平成22年4月1日から施行するとしてございます。

4ページから10ページに参考資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。

また、この改正による影響額につきましては、給料で82万3,398円の減額となります。1人平均で8,100円の減額となります。期末、勤勉手当につきましては64万4,711円の減額となります。1人平均で5万2,000円の減額となります。なお、特別職及び議会議員さんの期末手当につきましても、一般職の職員の支給に準じ

て期末手当について0.1カ月の減額となりますので、ご理解とご承認をお願い申し上げます。

続きまして、議案第71号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について。

地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成22年2月28日をもって和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を解散したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

続きまして、議案第72号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成22年2月28日をもって和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合が解散する際の財産処分を次のとおり定めたいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

記。

和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の財産（権利義務一切）は、これを全部、和歌山県市町村総合事務組合（平成22年3月1日付で和歌山県市町村職員退職手当事務組合が上記のとおり名称を変更する）に帰属させるものとする。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

続きまして、議案第73号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に関する協議について。

地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成22年2月28日をもって和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合を解散したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

続きまして、議案第74号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成22年2月28日をもって和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合が解散する際の財産処分を次のとおり定めたいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

記。

和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の財産（権利義務一切）は、これを全部和歌山県市町村総合事務組合（平成22年3月1日付で和歌山県市町村職員退職手当事務組合が上記のとおり名称を変更する）に帰属させるものとする。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

以上、この4議案につきましては、当一部事務組合の事務処理の効率化を図る観点から、当一部事務組合を平成22年2月28日をもって解散し、当一部事務組合の事務及び財産について平成22年3月1日付で和歌山県市町村総合事務組合に移管及び帰属する協議でございます。なお、各議案書には協議書を添付しておりますので、ご参照を願います。

続きまして、議案第75号、和歌山県市町村職員退職手当事務組合同規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成22年3月1日から和歌山県市町村職員退職手当事務組合の共同処理する事務を追加するため、和歌山県市町村職員退職手当事務組合の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

この議案につきましては、議案第71号から議案第74号までの議案と関連するものであります。規約変更の内容につきましては、組合名称を「和歌山県市町村職員退職手当事務組合」から「和歌山県市町村総合事務組合」に変更し、副管理者1人から2人に、また組合議会議員の定数を7人から8人に変更することが主な内容でございます。

平成22年3月1日から施行するとしてございます。

なお、9ページから16ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第76号、上富田町と田辺市との間における消防事務の委託に関する規約の一部を改正する規約に関する協議について。

田辺市への消防事務委託に関し、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づく協議について、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

この議案につきましては、平成22年4月1日に施行されます和歌山県の事務処理の特例に関する法律に基づき権限移譲される液化石油ガスの保安の確保及び取り引きの適正化に関する法律、火薬類取締法及び高圧ガス保安法に基づく事務等について、消防法に基づく火災予防事務と密接な関係がありますので、これらの事務等を田辺市に委託し、上富田消防署で処理させ、事務の効率化と住民のサービスの向上を図るため、当規約を改正するものでございます。

なお、別紙に参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

続きまして、議案第77号につきましてご説明申し上げます。

議案第77号、田辺市、上富田町青少年補導センター協議会規約の変更に関する協議について。

地方自治法第252条の6の規定により、田辺市、上富田町青少年補導センター協議会規約を変更することについて、同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

この議案の変更につきましては、名称の部分のところがございます「補導センター」という「補導」、それから第1条中の「上富田町青少年補導センター」の「補導」、それから第2条第1項中の「田辺市青少年補導センター」の「補導」、第10条第1項中の「補導センター」を「田辺青少年センター」ということで、「補導」という文言を取るというものでございます。ご承知のように、同センターでは、補導活動のみならず悩みを抱える青少年や保護者、家庭の方々等からの相談活動に来られるなど、また青少年健全育成全般にわたる総合的な活動拠点として今回の名称の中にある「補導」の文言を削除して「青少年センター」とする規約改正でございます。

ちなみに、県下に20カ所ある同様の施設のうち、既に18施設につきましては青少年センターというふうに名称が改正されております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

議案第78号についてご説明させていただきます。

議案第78号、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

平成21年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億959万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,760万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、変更は「第3表 地方債補正」による。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、10款、地方交付税で、既定額に、今回、9,467万7,000円を追加、12款、分担金及び負担金で、既定額に、今回、210万4,000円を追加、14款、国庫支出金で、既定額に、今回、5,883万7,000円を追加、15款、県支出金で、既定額に、今回、2,921万7,000円を追加、18款、繰入金で、既定額に、今回、1億3,890万円を追加、19款、繰越金で、既定額に、今回、5,792万2,000円を追加、20款、諸収入で、既定額に、今回、4,093万6,000円を追加、21款、町債で、既定額に、今回、1億8,700万円を追加。

歳入合計では、既定額に、今回、6億959万3,000円を追加し、58億2,760万1,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出につきましては、1款、議会費で、既定額から、今回、47万2,000円を減額、2款、総務費で、既定額に、今回、6,133万8,000円を追加、3款、民生費で、既定額に、今回8,721万7,000円を追加、4款、衛生費で、既定額に、今回、1億4,279万円を追加、5款、農林水産業費で、既定額から、今回、270万円を減額、6款、商工費で、既定額に、今回、1万円を追加、7款、土木費で、既定額に、今回、3,842万4,000円を追加、8款、消防費で、既定額に、今回、3,528万1,000円を追加、9款、教育費で、既定額に、今回、2億4,034万4,000円を追加、10款、災害復旧費で、既定額に、今回、736万1,000円を追加。

次のページをお願いします。

11款、公債費は、今回、補正額はありません。

歳出合計では、既定額に、今回、6億959万3,000円を追加し、58億2,760万1,000円と定めています。

次に、「第2表 債務負担行為補正」です。

追加で、広域廃棄物最終処分場候補地選定調査業務について、期間を平成22年度まで、限度額を240万6,000円。

ごみの分別リサイクルに係るエコスタイル推進事業について、期間を平成22年度まで、限度額を300万円としています。

次のページをお願いします。

「第3表 地方債補正」です。

追加で、起債の目的は、6、岡小学校屋内運動場建築事業で、限度額を1億7,100万円としています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いします。

次に、変更で、起債の目的は、3、地域住宅交付金事業につきまして、限度額を、1,130万円を追加し1億9,230万、4、臨時財政対策債につきまして、限度額を、470万円を追加し2億6,470万円としてございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳入歳出のこの10ページから13ページにつきましては、お目通しをお願いします。

それでは、各内訳につきまして歳出の方から説明させていただきますので、17ページをお願いします。

17ページ、3、歳出です。

今回の補正は、全般的に職員の異動及び給与改定に伴う給与費の補正を行っております。

1款、議会費では、47万2,000円の減額です。給与費の減額及び臨時雇人料の追加補正等をしてございます。

次の、2款、総務費の一般管理費では、4,113万5,000円の追加です。主なものとしまして、給与費の減額及び、次のページをお願いします。備品購入費に政府が発信した緊急情報を自治体の受信機で受ける全国瞬時警報受信機購入費260万円を措置してございます。また、損害賠償請求控訴事件の判決に基づく株式会社岡本設計との和解書による求償債権の残金4,000万円の入金がありましたので、特別会計町営砂利採取碎石事業への繰出金4,000万円を措置してございます。

交通安全対策費は、チャイルドシート購入費補助金40万円を追加してございます。

企画費は、447万円の追加です。給与費及び県から市町村への権限移譲に係る経費の初年度準備金の交付に伴いまして、土地取引規制実態統計用ソフト購入費2万9,0

00円を措置してございます。

次に、口熊野町づくり事業費は、36万2,000円の減額です。

地籍調査費は、24万2,000円の追加です。

次に、税務総務費は、給与費について、1,113万8,000円の追加です。

賦課徴収費につきましては、314万1,000円の追加で、税制改正に伴うシステム委託料300万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

戸籍住民基本台帳費では、27万4,000円の追加で、給与費の補正及び電動契印機購入費34万7,000円を措置してございます。

次に、選挙管理委員会費では、給与費について10万5,000円の追加です。

統計調査総務費は、給与費について10万8,000円の減額です。

指定統計調査費は、90万3,000円の追加で、平成22年2月に実施される2010年世界農林業センサス調査に係る指定統計調査員報酬等を措置してございます。

次に、3款、民生費の社会福祉総務費は、2,820万6,000円の追加で、給与費の減額、及び民生・児童委員等と連携、協力した見守り活動等の福祉活動を行う地域見守り協力員活動費補助金10万8,000円を措置してございます。また、特別会計介護保険への繰出金3,179万2,000円を追加補正してございます。

次に、障害福祉費は、198万5,000円の追加で、次のページをお願いします。平成20年度分障害者医療費国庫負担金返還金28万8,000円等を補正してございます。

次に、社会・児童福祉医療費は、6,824万の追加で、扶助費につきまして、各医療費の追加及び特別会計国民健康保険、及び特別会計後期高齢者医療への繰出金の追加等でございます。

大谷総合センター運営費は、給与費で14万円の減額です。

次に、児童福祉総務費は、1,719万5,000円の減額で、給与費及び国の平成21年度1号補正の子育て応援特別手当交付金事業が10月15日に執行停止されたことに伴いまして、子育て応援特別手当交付金1,620万円等について減額補正を行ってございます。

次に、保育所運営費は、612万1,000円の追加で、次のページをお願いします。委託料に朝来第2保育所耐震診断委託料82万6,000円等を措置してございます。

次に、4款、衛生費の保健衛生総務費は、4,921万1,000円の追加で、公立紀南病院組合の移築整備事業負担金が確定しましたので、3,985万5,000円の追加です。

次に、予防費は、990万9,000円の追加で、主なものとしましては、新型インフルエンザの委託料及び補助金について、それぞれ措置してございます。

環境衛生費につきましては、22万6,000円の減額です。

次に、清掃総務費は、8,389万6,000円の追加で、広域廃棄物最終処分場候補地選定の調査業務委託料で、平成21年度分として3万5,000円を措置し、また平成22年度分の240万6,000円につきましては、債務負担行為としてございます。

次に、負担金、補助及び交付金につきましては、上大中清掃施設組合、及び富田川衛生施設組合の負担金が確定しましたので、追加をしてございます。

次のページをお願いします。

次に、5款、農林水産業費の農業委員会費は、給与費で321万8,000円の減額です。

農業総務費は、432万5,000円の減額で、給与費及び特別会計農業集落排水事業への繰出金の減額でございます。

次に、小規模土地改良事業費は、289万3,000円の追加で、工事請負費に生馬小西地区農道改修工事請負費279万9,000円を措置してございます。

次に、林業総務費は、195万円の追加です。猿、アライグマに係る有害駆除捕獲補助金、及び生馬本郷町内会館改修について、県より山村のくらし支援整備事業の内示がありましたので、補助金を措置してございます。

次に、商工費の商工総務費は、1万円の追加で、給与費及び県から市町村への権限移譲に係る経費の初年度準備金の交付に伴いまして、質量計の購入費5万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

次に、7款、土木費の土木総務費は、1,659万8,000円の追加で、給与費の補正、及び先ほどご説明しました生馬本郷町内会館の改修について、山村のくらし支援整備事業の内示によりまして、町内会館建設等補助金100万円を減額としてございます。

次に、道路橋梁総務費は、619万4,000円の追加で、県営事業負担金の追加補正をしてございます。

次に、高速道路推進費は、393万5,000円の追加で、給与費及び高速道路町関連施設事業の物件調査業務委託料400万円等を措置してございます。

次に、地域活力基盤創造交付金事業につきましては、1万円の追加です。

次に、都市計画費につきましては、特別会計公共下水道事業への繰出金を701万3,

000円減額としてございます。

次に、住宅管理費は、100万4,000円の追加で、共栄・樫ノ木住宅の払い下げに係る土地家屋鑑定業務委託料50万円を措置してございます。

次に、公営住宅建設事業費は、1,769万6,000円の追加で、給与費及び、次のページをお願いします。町営高雄住宅移転事業に係る土地購入費1,710万円を措置してございます。

次に、8款、消防費の常備消防費は、3,501万2,000円の追加で、田辺市への消防事務業務委託料3,485万円の追加補正をしてございます。

次に、水防費は、26万9,000円の追加です。

次に、9款、教育費の事務局費は、給与費について311万8,000円の追加です。

次に、小学校費の学校管理費につきましては、14万6,000円の追加。

教育振興費につきましては、23万円の追加で、主なものとしまして、岩田小学校が県の緑育推進事業に選定されましたので、岩田小学校緑育推進事業委託料2万5,000円を措置してございます。

次に、岡小学校整備事業費は、2億4,000万円、これにつきましては、岡小学校屋内運動場建築事業工事請負費等について追加してございます。

次に、中学校費の学校管理費につきましては、12万3,000円の追加です。

次のページをお願いします。

次に、社会教育総務費、及び公民館運営費につきましては、給与費でそれぞれ減額としてございます。

次に、人権教育推進費につきましては、進学奨励費補助金9万6,000円を追加措置してございます。

次に、児童館運営費は、3万5,000円の減額。

放課後児童対策費につきましては、あすなる学童保育所周辺整備工事請負費100万円を措置してございます。

次に、文化会館運営費は、24万7,000円の追加です。

次に、保健体育総務費につきましては、給与費で883万2,000円の減額です。

次に、体育施設管理費は、スポーツセンターの修繕料等により504万4,000円の追加です。

次に、公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費につきましては、町道奥草ダマ線ほかについて工事請負費100万円を措置してございます。

次に、農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧費につきましては、岩田方鹿農道ほかについて工事請負費35万円を追加措置してございます。

次のページをお願いします。

次に、現年発生農業用施設災害復旧事業費につきましては、601万1,000円で、10月7日から8日の台風18号により、市ノ瀬杉山池ほか2件につきまして、災害復旧工事請負費577万5,000円を措置してございます。

次に、公債費の元金につきましては、今回、補正はございませんが、財源内訳の変更を行ってございます。

次に、35ページから37ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書です。恐れ入りますがお目通しをお願いします。

次に、歳入を説明させていただきますので、14ページをお願いします。

14ページ、歳入です。

今回の補正に係る財源でございます。

まず、10款、地方交付税につきましては、既定額に、今回、9,467万7,000円を追加し、16億5,467万7,000円と定めてございます。これにつきましては、平成21年度普通交付税が14億5,467万7,000円と決定しましたので、追加してございます。なお、普通交付税につきましては平成20年度より5,198万9,000円、3.7%の増加となっております。

次に、12款、分担金及び負担金の、農林業費負担金、及び災害復旧費負担金は210万4,000円の追加で、これにつきましては、各事業についての地元負担金で、それぞれ財源充当してございます。

次に、14款、国庫支出金の民生費国庫補助金は、1,690万4,000円の減額です。これにつきましては、子育て応援特別手当補助金1,620万円の減額等でございます。

次に、教育費国庫補助金、6,927万6,000円、総務費国庫補助金、260万円、災害復旧費国庫補助金、386万5,000円が、それぞれ追加でございます。これらにつきましては、それぞれ財源充当してございます。

次に、15款、県支出金の総務費県補助金につきましては、県から市町村への権限移譲に係る権限移譲初年度準備交付金として91万4,000円でございます。これにつきましては、総務費の一般管理費に、定額分として77万5,000円、それに経費分としまして総務費の企画費へ2万8,000円、商工費へ5万円、消防費へ6万1,000円をそれぞれ財源充当してございます。

次に、民生費県補助金、衛生費県補助金、農林業費県補助金、教育費県補助金、これらにつきましても、それぞれ財源充当してございます。

次に、総務費委託金につきましては、指定統計調査委託金90万2,000円です。

次に、18款、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、8,230万円を、今回の補正に係る一般財源を補てんしてございます。

また、減債基金繰入金、5,660万円につきましては、公債費へ財源充当してございます。

次に、19款、繰越金につきましては、前年度よりの繰越金5,792万円の追加です。

次のページをお願いします。

次に、20款、諸収入で、雑入の損害賠償額の負担に係る和解金4,000万円、これにつきましては、特別会計町営砂利採取砕石事業への繰出金の財源としてございます。

次に、21款、町債は、土木債、臨時財政対策債、教育債の、合計で1億8,700万円を見込んでおります。

以上が今回の補正内容でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

よろしくお願いいたします。私の方からは議案第79号から第81号までご説明申し上げます。

議案第79号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）、平成21年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,046万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,027万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計によります10月末現在の加入世帯数等は、2,985世帯、5,656名となっております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入からお願いします。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、既定額に、今回、48万円を追加し、1億2,

757万7,000円と定めております。

以下、9款、繰入金、1項、他会計繰入金で、998万3,000円を追加し、1億5,028万3,000円。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、1,046万3,000円を追加し、18億7,027万円と定めております。

歳出をお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、既定額に、今回、116万円を追加し、3,138万7,000円と定めております。

以下、2項、徴税費、10万9,000円を追加し、2,529万2,000円。

2款、保険給付費、4項、出産育児諸費、6,000円を追加し、1,920万6,000円。

11款、諸支出金、2項、返還金で918万8,000円を追加し、1,374万9,000円。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、1,046万3,000円を追加し、18億7,027万円と定めております。

4ページから6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

2、歳入からです。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、出産育児一時金補助金、48万円、出産育児一時金補助金でございます。これは、10月1日施行の出産育児一時金の増額分1件4万円分で、10月から3月までの予定数24件、96万円の国庫補助分2分の1を措置しております。

9款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金で、998万3,000円を措置しております。主なものといたしまして、その他繰入金925万4,000円、これは、後ほどご説明いたします、9ページ、歳出に計上しております平成20年度分の療養給付費負担金等の国費、県費負担金の精算による返還金の充当のために一般会計から繰り入れをしております。

8ページをお願いします。

歳出。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で、116万円を措置しております。2節、給料から4節、共済費までは、職員3名分です。備品購入費につきましては、パーソナルコンピューター2台分の購入費でございます。

1 款、総務費、2 項、徴税費、1 目、賦課徴収費で、10 万 9,000 円。2 節から 4 節、共済費につきましては、職員 2 名分でございます。7 節の賃金につきましては、臨時職員 2 名分の不足分でございます。よろしく申し上げます。

2 款、保険給付費、4 項、出産育児諸費、1 目、出産育児一時金です。補正額はございませんが、国庫補助が決定いたしましたので、財源の入れ替えを行っております。

2 目、審査支払手数料、12 節、役務費で、6,000 円、審査支払手数料でございます。これにつきましては、新たに目を起こしております先ほどの出産時の費用負担を軽減するために、医療機関が国保連合会へ出産費を請求する直接支払制度に 10 月 1 日より変更されました。その際の国保連合会での審査に要する手数料で、1 件 210 円、24 件分を計上させていただいております。

11 款、諸支出金、2 項、返還金、1 目、返還金で、918 万 8,000 円を措置しております。償還金、利子及び割引料で、平成 20 年度分療養給付費負担金返還金 915 万 4,000 円ほか 2 件、精算による返還金でございます。

10 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第 80 号をお願いいたします。

議案第 80 号、平成 21 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）。

平成 21 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,055 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,411 万 9,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 12 月 10 日提出、上富田町長小出隆道。

この会計によります後期高齢者医療加入者数は、10 月末現在で 1,712 名となっております。

2 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

2 款の繰入金、2 項、繰入金で、既定額に、今回、1,940 万 2,000 円を追加し、1 億 2,298 万円と定めております。

以下、5 款、繰越金、1 項、繰越金で、114 万 9,000 円を追加し、114 万 9,

000円。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、2,055万1,000円を追加し、1億9,411万9,000円と定めております。

歳出、お願いします。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に、今回、2,055万1,000円を追加し、1億9,143万1,000円と定めております。

歳出合計では、既定額に、今回、2,055万1,000円を追加し、1億9,411万9,000円と定めております。

次のページ、歳入歳出補正予算事項別明細書総括については、お目通しをお願いいたします。

次のページ、4ページをお願いいたします。

歳入からです。

2款、繰入金、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金で、1,940万2,000円を措置してございます。1節、事務費繰入金で、111万3,000円、保険基盤安定繰入金で、399万6,000円、療養給付費繰入金で、1,429万3,000円となります。

5款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金で、114万9,000円、これは前年度からの繰越金でございます。

歳出でございます。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、目も後期高齢者医療広域連合納付金、2,055万1,000円を措置しております。負担金、補助及び交付金で、事務費に係る共通経費負担金、111万3,000円、保険基盤安定制度負担金、399万6,000円、療養給付費負担金、1,269万4,000円、以上は広域連合へ納付する現年度分の負担金となります。それと、精算分として、平成20年度分の療養給付費負担金で274万8,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第81号をお願いいたします。

議案第81号、平成21年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第2号)

平成21年度上富田町の特別会計介護保険補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,368万2,00

0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,405万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

この会計によります10月末現在の被保険者数でございます。第1号被保険者は、65歳以上の方、3,172名、第2号被保険者、40歳から65歳未満の方は5,176名で、8,348名でございます。なお、要介護認定者につきましては、592名となっております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入からお願いします。

1款、保険料、1項、介護保険料、既定額に、今回、4,750万円を追加し、1億7,517万1,000円と定めております。

以下、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金で、5,384万を追加し、1億8,002万円。

2項、国庫補助金、2,103万1,000円を追加し、7,696万6,000円。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金で、8,969万円を追加し、3億257万1,000円。

5款、県支出金、1項、県負担金で、4,340万円を追加し、1億4,351万7,000円。

2項、県補助金で、4万3,000円を追加し、364万円。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金で、3,179万2,000円を追加して、1億7,070万1,000円、2項、基金繰入金で、583万2,000円を追加し、1,620万2,000円。

8款、繰越金、1項、繰越金で、55万4,000円を追加し、56万4,000円。

歳入合計といたしまして、今回、既定額に、2億9,368万2,000円を追加しまして、10億7,405万8,000円と定めております。

歳出をお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費で、既定額から、今回、561万7,000円を減額し、3,298万2,000円と定めております。

以下、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費で、2億9,560万円を追加し、8億7,480万。

2項、介護予防サービス等諸費で、360万円を追加し、4,444万円。

4款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費で、23万1,000円を減額し、1,307万3,000円。

2項、包括的支援事業・任意事業費、33万円を追加し、1,901万7,000円。
歳出合計といたしまして、既定額に、今回、2億9,368万2,000円を追加し、10億7,405万8,000円と定めております。

4ページと5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目直しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入。

1款、保険料、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者保険料で、現年度分4,750万、特別徴収の保険料でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金で、5,384万、現年度分でございます。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金で、現年度分2,094万4,000円、2目、介護予防事業交付金で、現年度分5万8,000円の減、包括的支援・任意事業交付金で、現年度分14万5,000円。

国庫補助金の合計は、2,103万1,000円となっております。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金で、現年度分8,976万、2目、地域支援事業支援交付金、現年度分で、今回、7万円の減となっております。

支払基金交付金合計は、8,969万円の補正額となります。

次のページ、5款、県支出金、1項、県負担金、1目介護給付費負担金で、現年度分4,340万円。

5款、県支出金、2項、県補助金、1目、介護予防事業交付金で、現年度分2万9,000円の減、2目、包括的支援・任意事業交付金で、現年度分7万2,000円の補正でございます。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金で、現年度分3,740万、2目、その他一般会計繰入金、職員給与等繰入金で、561万7,000円の減、3目、介護予防給付費繰入金で、現年度分2万8,000円の減、包括的支援事業費繰入金で、現年度分7万2,000円、包括的支援町単独事業費繰入金、包括的支援事業繰入金で、現年度分3万5,000円の減です。

一般会計繰入金の合計といたしまして、3,179万2,000円となっております。

7款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、介護保険臨時特例基金繰入金で、現年度分223万円、2目、介護給付費準備基金繰入金で、360万2,000円で、繰り入れ後の介護給付費準備基金の残高は、2,349万5,484円となっております。

次のページをお願いいたします。

8款、繰越金、1項、繰越金で、前年度分からの繰越金55万4,000円でございます。

次のページ、歳出をお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、一般管理費で、561万7,000円を減額しております。2節、給料から4節、共済費までは、職員3名分となっております。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費、19節の負担金、補助及び交付金で、1億7,200万円を措置しております。居宅介護サービス給付費でございます。

施設介護サービス給付費、同じく負担金、補助及び交付金で、施設介護サービス給付費、1億2,000万円を措置しております。

居宅介護サービス計画給付費、360万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

2款、保険給付費、2項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費でございます。同じく、負担金、補助及び交付金でございます。介護予防サービス給付費360万円を措置しております。

4款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費、1目、介護予防サービス事業費で、23万1,000円を減額しております。2節、給料から4節、共済費、職員1名分でございます。

4款、地域支援事業費、2項、包括的支援事業・任意事業費、1目、総務管理費で、3万5,000円を減額しております。これも職員1名分の給料、手当等です。

3目、総合相談・権利擁護事業費、3万5,000円の減額、職員の手当です。

4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、40万円を計上させていただいております。これにつきましては、支出科目の入れ替えとなります。4節にございます共済費、7節、賃金で、地域包括支援センター主任ケアマネージャー臨時庸人料1名分を当初予算でご承認いただいておりますけれども、有資格者という条件があり、空席となっております。社会福祉協議会より、1名、その主任ケアマネージャーを派遣していただけることになりまして、今回、13節、委託料として、その派遣委託料を計上させていただき、賃金及び共済費につきましては減額させていただく措置を取りたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

12ページから13ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

それでは、議案第82号、83号について説明申し上げます。

議案第82号、平成21年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）

平成21年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ204万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,040万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入、既定額に、204万5,000円を追加し、歳入合計を1,040万4,000円と定めています。

歳出。

1款、公債費、既定額に、204万5,000円を追加し、642万9,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額に204万5,000円を追加し、1,040万4,000円と定めています。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通し願います。

4ページをお願いします。

2、歳入。

1款、諸収入、1目、宅地取得資金貸付金元利収入、既定額に204万5,000円を追加し、1,040万3,000円と定めています。繰り上げ償還2件分でございます。

3、歳出。

1 款、公債費、1 目、元金、既定額に 2 0 4 万 5 , 0 0 0 円を追加して、5 3 1 万 7 , 0 0 0 円と定めております。

合計といたしまして、既定額に 2 0 4 万 5 , 0 0 0 円を追加し、6 4 2 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

続きまして、議案第 8 3 号について説明……

議長（吉田盛彦）

ちょっと待って。

皆さんにお願いします。お昼時間を少し経過することになると思いますが、このまま、もう少しですので、提案理由の説明を続けます。よろしくお願いします。

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

続きまして、議案第 8 3 号について説明申し上げます。

平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 7 3 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 4 8 2 万 6 , 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日提出、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

2 款、諸収入、1 項、貸付金元利収入、既定額に 8 7 3 万 6 , 0 0 0 円を追加し、7 , 4 6 9 万 6 , 0 0 0 円と定めております。

歳入合計といたしまして、既定額に 8 7 3 万 6 , 0 0 0 円を追加し、7 , 4 8 2 万 6 , 0 0 0 円と定めております。

歳出。

1 款、公債費、1 項、公債費、既定額に 8 7 3 万 6 , 0 0 0 円を追加して、2 , 9 1 6 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額に 8 7 3 万 6 , 0 0 0 円を追加して、7 , 4 8 2 万

6,000円と定めております。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通し願います。

4ページをお願いします。

2、歳入。

2款、諸収入、1目、住宅新築資金貸付金元利収入、既定額に873万6,000円を追加して、7,469万5,000円と定めています。繰り上げ償還5件分となっております。

3、歳出。

1款、公債費、1目、元金、既定額に873万6,000円を追加し、2,414万3,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額に873万6,000円を追加し、2,916万9,000円と定めております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

産業建設課企画員、川口君。

産業建設課企画員（川口孝志）

よろしく願いいたします。

私の方から、議案第84号と第85号をご説明させていただきます。

議案第84号、平成21年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第1号）。

平成21年度上富田町の特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,801万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

3款、繰入金、2項、一般会計繰入金、既定額に、今回、4,000万円を追加して、5,000万円。

歳入合計といたしまして、既定額から4,000万円を追加して、6,801万5,000円と定めております。

歳出につきましては、1款、公営企業費、1項、砂利管理費、既定額に、今回、4,000万を追加して、6,799万円。

歳出合計といたしまして、既定額から4,000万円を追加して、6,801万5,000円と定めております。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2、歳入。

3款、繰入金、2項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金、既定額から4,000万円を追加して、5,000万円と定めております。これにつきましては、岡本設計より和解金の一括支払いがありました。

3、歳出。

1款、公営企業費、1項、砂利管理費、1目、砂利総務費、既定額から11万7,000円を追加して、1,433万8,000円。

2目、砂利事業費、既定額から3,988万3,000円を追加して、5,365万2,000円。

計、既定額から4,000万円を追加して、6,799万円と定めております。これにつきましては、給与費等の補正でございます。

5ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第85号をご説明させていただきます。

議案第85号、平成21年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)。

平成21年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ864万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,625万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1 款、諸収入、1 項、収益事業収入及び雑入、既定額から 8 6 4 万円を減額し、7 億 4 , 6 2 5 万 9 , 0 0 0 円。

歳入合計としまして、既定額から 8 6 4 万円を減額し、7 億 4 , 6 2 5 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

歳出につきましては、1 款、宅地造成費、1 項、宅地造成管理費、既定額から 8 6 4 万円を減額し、歳出合計といたしまして、既定額から 8 6 4 万円を減額し、7 億 4 , 6 2 5 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4 ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 款、諸収入、1 目、宅地造成事業収入、既定額から 8 6 4 万円を減額し、7 億 4 , 6 2 5 万 9 , 0 0 0 円と定めております。これにつきましては、異動に伴う職員 1 名分の減額補正でございます。

3、歳出。

1 款、宅地造成費、1 目、大内谷残土処理場事業費、既定額から 8 6 4 万円を減額し、2 億 5 , 9 4 5 万 5 , 0 0 0 円と定めております。

5 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

上下水道課長、木村君。

上下水道課長（木村勝彦）

それでは、議案第 8 6 号から議案第 8 9 号についてご説明を申し上げます。

議案第 8 6 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第 1 号）

平成 2 1 年度上富田町の特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 9 万 4 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 0 8 0 万 2 , 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

繰越金、既定額に59万4,000円を追加し、79万4,000円。

歳入合計では、既定額に59万4,000円を追加し、7,080万2,000円と定めています。

歳出。

汚水処理管理費、既定額に59万4,000円を追加し、7,079万2,000円。

歳出合計では、既定額に59万4,000円を追加し、7,080万2,000円と定めています。

3ページの事項別明細書の総括については、お目通しをお願いします。

4ページをお願いいたします。

歳入の繰越金では、既定額に59万4,000円を追加し、79万4,000円としております。

歳出。

汚水処理管理費、既定額に59万4,000円を追加し、7,079万2,000円としております。職員1名分の人件費の調整と、基金積立金63万7,000円の追加でございます。

5ページの給与費明細書はお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第87号、平成21年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)。

平成21年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,127万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

繰入金、既定額から139万8,000円を減額し、1億4,520万4,000円。
負担金及び分担金、既定額に177万9,000円を追加し、370万1,000円。
歳入合計では、既定額に38万1,000円を追加し、1億9,127万6,000円と定めています。

歳出。

農業集落排水事業費、既定額に38万1,000円を追加し、5,508万1,000円。

公債費、補正額はゼロで1億3,619万5,000円。

歳出合計では、既定額に38万1,000円を追加し、1億9,127万6,000円と定めています。

3ページの事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いします。

4ページをお願いいたします。

歳入。

繰入金、一般会計繰入金、既定額から139万8,000円を減額し、1億4,520万4,000円。

負担金及び分担金、農業集落排水事業負担金、既定額に177万9,000円を追加し、370万1,000円としております。これにつきましては、新規加入の負担金として6期分を見込んでおります。

歳出。

農業集落排水事業費、総務費、既定額から528万9,000円を減額し、538万6,000円としております。給料、職員手当、共済費は、職員の異動による減額であります。

施設の維持管理費、既定額に567万円を追加し、4,969万5,000円としております。処理場5施設の電気代、修繕料、し尿浄化槽の清掃手数料の追加でございます。

公債費の利子につきましては、補正額はゼロでございますが、充当財源の調整をしております。

6ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第88号、平成21年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)。

平成21年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ325万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,808万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

繰入金、既定額から684万円を減額し、1億7,973万円。

繰越金、既定額に18万8,000円を追加し、38万8,000円。

町債、既定額に340万円を追加し、1億2,740万円。

歳入合計では、既定額から325万2,000円を減額し、4億9,808万5,000円と定めています。

歳出。

公共下水道事業費、既定額から325万2,000円を減額し、4億532万円。

歳出合計では、既定額から325万2,000円を減額し、4億9,808万5,000円と定めています。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債補正」。

今回、地方債の変更でございまして、公共下水道の限度額を1億2,400万円から1億2,740万円としてございます。

5ページ、6ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、既定額から701万3,000円を減額し、1億5,756万2,000円。財源充当の見直しによる減額でございます。

下水道事業基金繰入金、既定額に17万3,000円を追加し、2,216万8,000円。

繰越金、既定額に18万8,000円を追加し、38万8,000円。

町債、公共下水道事業債、既定額に340万円を追加し、1億2,740万円として

ございます。

次のページをお願いします。

歳出。

公共下水道事業費、既定額から330万1,000円を減額し、3億8,245万3,000円としてございます。給料、職員手当、共済費は、職員の異動及び給与改定による減額でございます。

施設維持管理費、既定額に4万9,000円を追加し、2,286万7,000円としてございます。臨時職員社会保険料等の追加であります。

9ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第89号、平成21年度上富田町水道事業会計補正予算(第2号)の総則。

第1条、平成21年度上富田町水道事業会計補正予算(第2号)は、以下に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成21年度上富田町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款、水道事業収益、既定額に99万9,000円を追加し、4億7,199万9,000円と定めています。

第1項、営業収益、既定額に99万9,000円を追加し、4億5,999万9,000円。

第2項、営業外収益、補正額ゼロで、1,200万円であります。

支出。

第1款、水道事業費用、既定額に99万9,000円を追加し、4億7,199万9,000円と定めています。

第1項、営業費用、既定額に99万9,000円を追加し、3億5,581万円。

第2項、営業外費用、補正額ゼロで、1億1,618万9,000円であります。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出の収入でございます。

水道事業収益、既定額に99万9,000円を追加し、4億7,199万9,000円としております。

営業収益の給水収益では、既定額に 9 9 万 9 , 0 0 0 円を追加し、4 億 5 , 3 9 9 万 9 , 0 0 0 円としております。

支出。

水道事業費用、既定額に 9 9 万 9 , 0 0 0 円を追加し、4 億 7 , 1 9 9 万 9 , 0 0 0 円としてございます。

営業費用の 1 目、原水及び浄水費から 3 ページの 5 目の総係費までは、職員 7 名分の人件費の調整で 9 9 万 9 , 0 0 0 円を追加してございます。

4 ページ、5 ページにつきましては、給与費明細書でございます。お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

それでは、議案第 9 0 号について説明申し上げます。

平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 9 5 万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 4 , 9 9 9 万 4 , 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日提出、朝来財産区管理者、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

5 款、繰入金、今回、3 9 5 万円を追加し、合計といたしまして、4 , 9 9 9 万 4 , 0 0 0 円と定めております。

歳出。

2 款、総務費、既定額に 3 9 5 万円を追加し、4 , 9 0 1 万 4 , 0 0 0 円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額に 3 9 5 万円を追加して、4 , 9 9 9 万 4 , 0 0 0 円と定めております。

3 ページの事項別明細書総括につきましては、お目通し願います。

4 ページをお願いします。

2、歳入。

5 款、繰入金、1 目、財政調整基金繰入金、今回、395 万円を追加しております。

5 ページをお願いします。

3、歳出。

2 款、総務費、1 目、一般管理費、既定額に、今回、土地購入費として395 万円を追加して、4,901 万4,000 円と定めております。今回、購入する土地につきましては、上富田町朝来3777 番7、地積1,219 平方メートルであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

上下水道課企画員、植本君。

上下水道課企画員（植本敏雄）

議案第91号につきましてご説明申し上げます。

議案第91号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札（総合評価落札方式）に付した平成21年度 公共下水道事業 朝来下水道管（19工区）布設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成21年度 公共下水道事業 朝来下水道管（19工区）布設工事。

2．契約の方法 指名競争入札（総合評価落札方式）による契約。

3．契約金額 一金8,059万8,000円。

4．契約の相手方 和歌山市小松原通三丁目69番地、株式会社浅川組、取締役社長池内茂雄。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札の総合評価落札方式による工事請負契約でありまして、今回が3回目となります。

指名業者につきましては、株式会社浅川組、三友工業株式会社、安藤建設株式会社大阪支店、若築建設株式会社和歌山営業所、株木建設株式会社大阪支店、株式会社竹中土木和歌山営業所、東洋建設株式会社和歌山営業所、あおみ建設株式会社大阪支店の8社であります。

工事場所につきましては、役場周辺の県道上富田すさみ線、及び周辺町道に下水道管

を埋設する工事であります。

工事内容につきましては、開削工法で、管径150ミリの硬質ポリ塩化ビニール管延長1,044メートル、推進工法で、鋼製さや管方式により、管径150ミリの硬質ポリ塩化ビニール管延長5.1メートルを布設する工事であります。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会議決があったとき、この契約書は同一条項により本契約を締結したものとするとさせていただきます。

どうかご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

教育委員会総務課長、笠松君。

教育委員会総務課長（笠松眞年）

私の方からは議案第92号についてご説明申し上げます。

議案第92号、工事請負変更契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成21年6月17日契約に係る平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的 平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事。

2. 契約金額 変更前、5,002万2,000円。変更後、5,494万6,500円。492万4,500円の増。

3. 契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1、株式会社後工務店、代表取締役 後 雅雄。

平成21年12月10日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、平成21年6月議会でご承認いただきました生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事の変更をするものであります。

変更の内容につきましては、内装関係で、老朽等により傷んでいます建具、トイレ、玄関周り等の追加補修、及び屋内運動場周辺の舗装415平米の全面改修等による増額変更をしています。

今回、契約金額に492万4,500円の増額を行い、契約金額を5,494万6,500円とする変更契約の締結をお願いするものです。

別紙参考資料のとおり、11月26日付で仮契約を締結しておりますが、契約条文で、

議決、ご承認をいただいた時点で本契約の確定としてお願いしていますので、ご了承のほどよろしくお願ひします。

議長（吉田盛彦）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、12月15日午前9時30分となっておりますので、よろしくご参集くださるようお願ひします。

大変遅くなって申しわけございませんでした。

延会 午後0時26分